

12/14/2006
Ver. 2.00

「環境マネジメントシステム」
という考え方

日時：
教室：

第十回講義

発展途上国の主張

－UNCEDでの対立と協調

‡:このマークが付してある著作物は、第三者が有する著作物ですので、同著作物の再使用、同著作物の二次的著作物の創作等については、著作権者より直接使用許諾を得る必要があります。

北海道大学公共政策大学院
倉田 健児
kurata@hops.hokudai.ac.jp

発展する権利

- UNCEDは、全世界レベルでの取り組みが求められる地球環境問題解決のために、全世界からの参加が求められた会議
- 実際、先進国、発展途上国、市場経済移行国(旧社会主義国)と、全世界をカバーする各国が参加
- 会議の場で発展途上国が特にこだわったのは、「**発展する権利**」とでもいうべき考え方

「持続可能な開発」という考え方

- 環境問題は人類にとって解決すべき大きな課題
- 他方、発展途上国にとっては、経済発展なくして環境問題の解決もない
- 従って、「環境」と「開発」の二者択一では、解を見出すことはできない
- この両立場を合わせ尊重するという考え方が、「持続可能な開発」

ストックホルム会議で明らかとなった「相違」を克服するために、世界が20年をかけて導き出した答

「持続可能な開発」の下でも

- どのような回答を用意しようと、地球の有限性は厳として存在
- この現実の中で、持続可能性を維持しつつ成長を実現する上で発展途上国が主張したのが、「**共通だが差異のある責任**」という考え方



写真: <http://www-pm.larc.nasa.gov/triana.html>



制限資料

共通だが差異のある責任

「各国は、地球の生態系の健全性及び完全性を、保全、保護及び修復するグローバル・パートナーシップの精神に則り、協力しなければならない。地球環境の悪化への異なった寄与という観点から、各国は共通のしかし差異のある責任を有する。先進諸国は、彼らの社会が地球環境へかけている圧力及び彼らの支配している技術及び財源の観点から、持続可能な開発の国際的な追求において有している責任を認識する」

リオ宣言第7原則

プレプコムでの議論

- 発展途上国は、「共通だが差異のある責任」に加え、「**環境空間の平等な原則による配分**」という考え方もリオ宣言の草案に含めるべく主張
 - 地球環境は、本来平等に配分されるべき環境空間
 - であれば、その利用も平等
 - 一方で、先進国が圧倒的に多くの環境空間を使っているという現実
 - 原則に违背する現実に関し、何らかの補償措置を要求する素地が誕生

結論は……

- 議長トミー・コーの卓越した手腕にも助けられ、
- 「共通だが差異のある責任」は残す一方で、
- 「環境空間の平等な原則による配分」に関しては草案から取り下げることで合意
- アメリカは、「共通だが差異のある責任」の受け入れを最後まで拒否

著作権処理の都合で、
この場所に挿入されていた
写真を省略させていただきます。

写真：<http://www.un.org>

UNCED最終決着に対する理解

- 地球環境問題への対応として、
 - 発展途上国にも受け入れ可能な「持続可能な開発」という考え方を導入し、
 - 「発展する権利」に配慮
- これらのことに対する当然の帰結
- 先進国と発展途上国との間での、**対立と協調の末の妥協の産物**

気候変動枠組み条約では・・・

- 気候変動枠組み条約第4条

- 「すべての締約国は、それぞれ**共通に有しているが差異のある責任**、各国及び地域に特有の開発の優先順位並びに各国特有の目的及び事情を考慮して、次のことを行う」
- **附属書Iの締約国**(先進国及び市場経済移行国)は温室効果ガスの人為的な排出を抑制するための政策に沿った措置をとる・・・

気候変動枠組み条約第三回締約国会議 (COP3)



制限資料

写真：<http://www.city.kyoto.jp/>

京都議定書では・・・

- 京都議定書第10条

- 「締約国は、それぞれ**共通に有しているが差異のある責任**並びに各国及び地域に特有の開発の優先順位並びに各国特有の目的及び事情を考慮し、**非附属書Iの締約国**についていかなる**新たな約束も導入しないが**、条約第4条の規定に基づく既存の約束を再確認し、(以下略)」
- 温室効果ガスの**排出削減義務は附属書Iの締約国**(先進国及び市場経済移行国)だけ

もう一つの考え方ー「国ごとの差異の容認」

「各国は、効果的な環境法を制定しなくてはならない。環境基準、管理目的及び優先度は、適用される環境と開発の状況を反映するものとすべきである。一部の国が適用した基準は、他の国、特に発展途上国にとっては不適切であり、不当な経済的及び社会的な費用をもたらすかもしれない」

リオ宣言第11原則

二つの考え方の意味

- 「共通だが差異のある責任」

- 国際的な枠組みの中での義務に関し先進国と発展途上国との間での差異を認める上での論拠

- 現実に差異のある義務の設定が既定事実化

国際的な
枠組みの
中で

- 「国ごとの差異の容認」

- 設定される環境基準などの国による相違は容認されるべき

国内の
枠組みの
中で

二つの考え方の影響

- 環境基準が国家により定められ、**国家主権が及ぶ範囲の中だけでの有効性が求められる場合には、**
 - これらの考え方は何ら問題を生じない
- **国を跨って守るべき環境基準の設定を考**える場合には、
 - リオ宣言に記された二つの原則は**大きな障害**となることが予想

環境マネジメントシステムを考える上で

- 地球環境問題への対応として環境マネジメントシステムを考える以上、**国際的に普遍性を持つ制度**として全世界への導入が必要
 - 国際的な普遍性は、国ごとの差異をなくすことから
- 二つの考え方からは、国際的な制度としても、また、国内的な制度としても、**先進国と発展途上国の間での国による差異を容認**

得られる回答は・・・

- 達成を求める環境基準、すなわち環境パフォーマンスのレベルに関する基準の設定を、その制度の中では行わない
 - 二つの要件を満たすためには、規準の設定は行い得ない

ISO14001は、環境パフォーマンスレベルに関し何ら基準の設定をしていない